参加無料・オンライン開催

# こどもNISAセミナー

## お子さま・お孫さまの未来のために
### ～将来のお金のこと、今から学んでみませんか？～



## こんな方におすすめです！

- NISA、こどもNISAの制度や仕組みについて知りたい方
- 投資を始めてみたい方
- 子供の教育資金や将来のお金について考えたい方
- 孫のために今からできる資産形成を知りたい方

## 2027年1月スタート！

こどもNISAは、0歳～17歳の方を対象とした新しい制度です。

制度の概要

- 対象年齢　0歳～17歳
- 年間投資枠　60万円
- 非課税保有限度額　600万円
- 買付方法　積立投資のみ

※裏面の注意事項を必ずお読みください。

## 開催概要　ご都合のよい日をお選びください。　※各回とも同じ内容です

◆ 日　時：①令和８年１２月１２日（土）　１０：００～１１：００
②令和８年１２月１７日（木）　１０：００～１１：００
③令和９年　１月１３日（水）　１８：００～１９：００
④令和９年　１月１６日（土）　１０：００～１１：００

下記コードからお申込みください。

◆ 参加方法：オンライン（Zoom）
◆ 講　師：アセットマネジメント
Ｏｎｅ株式会社
◆ 定　員：各回１００名
◆ 参加費：無料
◆ お問い合わせ：お取引のある本支店または業務部（電話：0575-65-3125）にご連絡下さい。

NISA口座開設
キャンペーン実施中!!
（こどもNISAについては
令和9年1月4日から対象です）

NISA口座開設で1,000円、
定時定額契約で500円の
現金プレゼント!!

※詳しくは窓口または営業担当者にお問い合わせください。

ひとりの みんなの あしたの
八幡信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/hachiman/

本店営業部　0575-65-3121
白鳥支店　0575-82-2536
荘白川支店　05769-5-2336
高鷲支店　0575-72-5133
和良支店　0575-77-2226
金山支店　0576-32-2779
大和支店　0575-88-3111
美並支店　0575-79-3450
小野支店　0575-65-2988

2026.11作成

## 18歳未満の非課税口座（こどもNISA口座）に関するご留意事項

- 一人一口座（一金融機関等に限られます）しか開設できません（成人向けのNISA口座と異なり金融機関変更は不可）。
- つみたて投資枠のみ設けられ、成長投資枠は設けられません。
- 口座開設者本人が、その年の３月３１日において１８歳である年の前年１２月３１日までは、原則として払出しはできません。ただし、その年の３月３１日において１２歳である年以降は、教育費や生活費に係る払出は所定の手続きをすれば可能です。
- こどもNISA口座から契約不履行等の事由による払出しがあった場合、当該口座は廃止され、当該口座内の株式投資信託等は過去に非課税とされた配当等や譲渡益について非課税の適用がなかったものとされます。
- こどもNISA口座の資産は口座開設者本人に帰属しますが、口座開設者本人が未成年（制限行為能力者）の間の払出し手続きは、法定代理人が行う必要があります。
- 払出しを行った資金は口座開設者本人に帰属するため、口座開設者本人以外の人が費消等した場合には、贈与税の課税問題等が生じるおそれがあります。
- 投資される資金は口座開設者本人に帰属する資金に限られ、口座への資金拠出は口座開設者本人の名義口座からの振替・振込み、または口座開設者本人（法定代理人が代理する場合を含みます）による現金入金に限られます。なお、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税問題が生じるおそれがあります。
- 運用管理者は「法定代理人」または「法定代理人から書面で委任を受けた二親等以内の親族」に限られます。
- 口座開設者本人が１８歳になると、法定代理権が消滅するため、原則として口座開設者本人が運用することになります。
- 口座開設者本人がその年の１月１日において１８歳の年を迎えると、こどもNISA口座は、自動的に成人向けのNISA口座（非課税保有限度額１，８００万円等）になります。
- 口座開設者本人が１８歳到達以降に初めて取引等をされるまでの間に、適合性の確認をさせていただきます。
- このご案内は、本資料作成時点の法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により記載内容と異なってくる可能性があります。
- こどもNISA口座を利用される場合には、別途、対象商品や、成人向けのNISAに係るつみたて投資枠に関する留意事項などについてもご確認ください。

## 投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。
- 投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は、元本および利回りの保証がない金融商品です。
- 投資信託には、購入時または換金時に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。また、保有期間中に運用管理費用（信託報酬）等の費用が信託財産から差し引かれます。
- 投資信託は、換金時期等に制約がある場合があります。
- 投資信託の購入のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託のお申込みの際には、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等（金融商品取引法第３７条の３の規定により提供する情報）をお渡ししますので、商品内容を十分に理解したうえお申込みください。

投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。投資信託の運用による利益および損失はお客様に帰属します。